

監査報告書

平成 26 年 6 月 26 日

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
理事長 古寺 雅晴 様

監事 小島 康秀

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の業務について監査を実施した結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所監事監査規定に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (6) 理事等の業務執行に関しては、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。

監 事 監 査 意 見 書

平成26年6月26日

大阪府知事 松井 一郎 様

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

理事長 古寺 雅晴 様

監事 弁護士 植村 弘樹

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第2期事業年度の業務について監査を実施した結果、同法第13条第5項により、本意見書を提出する。

第1 実施した監査の概要

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所監事監査規定に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施した。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えた。

第2 監査の結果

- 1 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。

- 2 理事等の業務執行に関しては、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められない。
- 3 財務諸表、利益の処分に関する書類(案)(以下、「利益処分案」という。)、決算報告書については、担当責任者(大阪府からの派遣職員)から適切な会計処理がなされている旨の説明がなされ、会計監査人からの報告書でも特段の意見は付されていない。

会計帳簿上、一定の考え方・基準に基づいた会計処理がなされており、その考え方・基準を理解した上で財務諸表等をみた場合、法人の状況を正しく表示しているといえる。

しかしながら、当職としては、より住民その他利害関係者への説明責任を果たしつつ(法第3条2項)、毎年、一定程度、機械を更新し、府民サービスの充実を図って行くとの観点、法及び地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成26年3月31日総務省告示第126号改訂。以下、「会計基準注解」という。)における原則的な考え方、趣旨等に鑑みた場合、現在の会計処理の考え方・基準は変更すべき、また住民その他利害関係者への説明責任を充実させる必要があると考える。よって、以下のとおりの意見を表明する。

第3 会計処理に関する意見

1 利益の処分に関する書類(案)に関して

(1) 法40条が定める利益及び損失の処理等に関する原則は、以下のとおりである。利益は、原則大阪府に納付し、例外的に知事の承認によって法人の事業に使える。

- ① 毎事業年度、利益が生じた時は、損失の埋め合わせに使う以外は、積立金として整理し、中期目標期間終了時に、設立団体(大阪府)に納付する(1項、6項)。

② 上記の例外として、毎事業年度、生じた利益の全部又は一部について、設立団体の長（大阪府知事）から目的積立金としての承認を受けた場合は、承認を受けた額を事業にあてることができる（3項の承認）。

③ また、毎事業年度に設立団体の長（大阪府知事）の承認を得ずに積立金として整理していたものについては、中期目標期間終了後に、設立団体の長（大阪府知事）の承認を受けた金額を、次の中期目標期間における業務の財源に充てることことができる（4項の承認）。

(2) 利益処分案は、上記(1)の②にあたる。

利益処分案において②の使用承認を得ようとしている額に関して、平成26年3月末の貸借対照表上、流動負債の状況を考慮すると、利益剰余金合計5.2億に対応する現預金が3億円程度にとまっていることも含めて、担当者に要因分析を求めつつ、事情を聴取した。

現状、利益処分案において使用承認を求めている剰余金額1億614万2453円（1項積立金）に対応する資産は、ほぼ平成25年度に購入した機械設備等のうち、購入原資が自己収入と評価したものである。他方、使用承認を得ようとしている1億6947万1316円の大部分は、平成25年度に大阪府から受け取った交付金の余りであり、主として交付金算定の基礎となった職員数よりも実際の職員数が少なかったことを理由とするものである。

また、現状、昨年度に承認を得た額（3項積立金）及び今年度に3項の承認を得ようとする額を使い、大規模な設備改修（電波暗室）を行う計画も検討されている。

このため、中期目標計画終了時には、毎事業年度、知事に承認を求めている積立金（1項積立金）に相応する現預金はなく、機械設備が相応する資産として残る状態が想定される。中期目標計画終了時に知事の承認を求めることになるが、承認せずに機械又は機械を売却しての返還を求める

のは非現実的といえる。

このように、利益処分案では、利益の6割程度の使用を求めるものとなっ
てはいるが、実質的には、利益の全てを事業に使う又は使っていること
を前提とするものである。

- (3) 後述する機械購入に関する会計仕訳の現状を前提とした場合、この利益
処分案と実質的な状況との間の印象の相違は、利益処分案において、承認
を得ようとする額に機械設備相当額が含まれていないこと、利益の実質的
な内容及び承認を得ようとする額の算出過程の説明が附属説明書などで十
分になされていないことに、原因があると考えられる。

会計基準注解では、利益処分案において使用承認を受けようとする額に
ついて、法人が経営努力により生じたものであることの根拠を示す必要が
あるとし、具体的には、①自己収入によって利益であって、当該利益が法
人の経営努力によるものであること、②費用減少による利益であって、当
該利益が法人の経営努力によるものであることを示す必要があるとしてい
る（会計基準注解・第72・45頁）。

利益処分案において、使用承認を求めている利益（3項目的積立金）は、
上記②に該当すると位置づけられているものである。これに相応する資産
は、現預金の状態であり、承認を求めない場合、府への納付は容易である。

他方、使用承認を求めている利益（1項積立金）に対応する資産は、
機械装置等であり、業務に今後とも使用される見込みのものである。上記
①と評価しうるものであれば、内訳的には、他より優先して承認を求める
べきものといえるが、使用承認を求めている利益（3項目的積立金）の対
象としていない。

大阪府への利益返還を可及的に行わないとの方向性は、法人のみの利益
の観点からは合理的ではある。しかし、法人は、税金を原資とする交付金
によって経営が成り立っているのであって、利益は大阪府に納付するのが

原則である。利益の使用承認を求める際も、可及的に、後に納付を求められた場合に業務運営に支障をきたさない方向で行うべきと考える。

少なくとも、現状、知事の使用承認を受けていない剰余金相当額は、利益剰余金の内訳と資産との対応関係を明確化する観点から、経常的な資金を管理する預金口座と分けた口座管理を行うべきと考える。

2 利益処分案において使用承認を求めない金額（1項積立金）が利益計上されている原因と現在の機械装置購入等に関する会計仕訳について

(1) 現在、法人の機械装置購入等に関する会計仕訳は、大きく2パターンに分かれている。

貸借対照表上、機械装置購入等の財源が、大阪府などからの財政支援に基づくものであることを示す資産見返負債勘定の一部を形成するパターンと、そうではなく自己財源によって取得したとして処理するパターンである。

平成25年度に取得した機械装置等の総額は3.9億円、うち2.6億円が大阪府などからの財政支援に基づくものとして資産見返負債勘定の一部を形成する処理、残る1.3億円を資産見返負債勘定の一部を形成しない処理となっている。

1で言及した、利益処分案において使用承認を求めている利益（1項積立金）に対応する資産1.0億円は、後者の資産見返負債勘定の一部を形成しない処理に基づくものである。

(2) 会計処理の基本的な仕組みとしては、貸借対照表の左側に計上される機械装置等の金額に対して、前者は貸借対照表の右側では負債勘定に、後者は利益・剰余金等の資本勘定に計上される。つまり、後者の会計処理を採用すると利益剰余金が生じることになる。

そもそも、地方独立行政法人とは、利益獲得を目的として設立されたも

のではなく、ゆえに企業会計を原則としつつも、運営費交付金を財源とした固定資産等の取得にあつては、民間にない地方独立行政法人固有の会計処理により、利益剰余金が発生しない仕組みが取られている。

公立病院では、民間病院と同様に診療報酬という自立した財政基盤を有しており、これに基づく利益の計上及び資産形成が可能である。他方、法人は、事業運営の経費の大部分を大阪府に依存していて、公立病院と同様の自立した財政基盤を見いだすのが困難な状況にある。現状、後者の会計処理（企業会計に準じた処理）を採用している部分についても、運営費交付金等によって資産形成されたと合理的に評価して、前者の会計処理（地方独立行政法人特有の処理）を採用するのが妥当である。

また、法人の機械装置購入等に関する会計仕訳において、前者と後者のどちらを採用するかについては、法人における購入段階における機械装置の収益性の見込みによって判断されているが、購入後の収益状況はその見込みと一致していないものもある。

よって、利益剰余金が発生する仕訳が採用されている部分についても、原則どおり、利益剰余金が発生しない会計仕訳を採用するのが妥当と考える。

また、現在の会計処理は、大阪府所管部局制定の交付金要綱、又は交付金額算定・取り決めのあり方が、地方独立行政法人の会計制度を十分に考慮されていないことも影響しており、交付金のあり方も検討されるべきと考える。

- 3 利益処分案において使用承認を求める金額（3項積立金）が利益計上されている原因と運営交付金の残額の収益計上について
 - (1) 利益剰余金が発生した要因は上記2で言及した点と、設立団体である大阪府から交付された運営費交付金の余剰1.8億円の収益化である。

(2) 余剰の主たる要因は、運営費交付金の算定の基礎となった職員数よりも、現実の職員数が少ないことによる。少ない人数で業務を遂行し成果を上げていることは良いことではあるが、法人設立前の職員数から大きな変動なく推移しており、大阪府所管局による運営費交付金算定の職員数が多いことの影響が大きいといえる。このため、大阪府への返還や、1項積立金としての処理が本来的であり、3項の承認を求める場合であっても、その趣旨を府民にもわかりやすく伝える必要があると考える。

第4 その他

1 財務諸表及び決算報告書の公表・解説について

法人は、法第34条第4項の規定により、住民に対して決算の内容を明らかにする義務を負っている。それは単に財務諸表などを公開するのみではなく、住民にとって分かり易い形での公開が求められていると考える。

地方独立行政法人の財務諸表は、企業会計に準じたものであるが、特有の処理が存在する。特に決算報告書は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などの複式簿記に基づく財務諸表と、その導き方が異なるものであり、住民にとってもなじみの薄いものであることから、それらとの関係性や数字の違いが起こる理由などを明確にすべきと考える。

平成25年度決算の公開にあたっては、財務諸表の解説を作成し、財務諸表と併せて公開することを宜しくご検討下さい。

2 昨年度に引き続き、以下の事項を宜しくご検討下さい。

(1) 「組織マネジメントの実行とPDCAサイクルの確立」(中期目標第3・1)に関連して

効率的な機器整備及び適正な処分等に資するPDCAサイクルが、一定程度形成されつつあり、積極的に評価すべきと考えますが、より効率的に毎年度、機器等の所在及び使用収益状況を把握できるよう一層のシステム

化を図ること。

(2) 皮革試験所について

平成25年度に大阪府とともに行った移転の是非に係る検討などを踏まえ、法令に則した取組みを進めること。

(3) 研究所北側未利用地について

引き続き、有効活用の具体的な検討を行った上、平成26年度中に、大筋での方向性の意思形成を図ること。

以上